

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出に関する取扱要領

令和4年3月23日制定

（目的）

第1条 この要領は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）、及び兵庫県公立大学法人兵庫県立大学（以下「本学」という。）の「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出により確保した財源の活用方針」（令和4年3月23日、以下「活用方針」という。）を踏まえ、本学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出により確保した財源の活用にかかる取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）競争的研究費 省庁等の公募により競争的に獲得される資金のうち、研究に係るものをいう。
- （2）エフォート 研究者の全仕事時間100%に対する、当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%）をいい、毎年度4月に実施する教員評価の目標設定に留意しながら、原則として5%から100%までの5%刻みの20段階で設定する。
- （3）資金提供機関 研究資金を提供する機関をいう。
- （4）プロジェクト 研究代表者の人件費を支出する研究課題をいう。
- （5）P I プロジェクトの研究代表者をいう。
- （6）P I 人 件 費 競争的研究費において、直接経費に計上された当該PIの人件費をいう。
- （7）研究環境改善費 PI人件費計上により確保され、PIや本学の研究力向上のために活用される財源をいう。

（対象事業）

第3条 競争的研究費のうち、資金提供機関がPI人件費の支出を認めた事業とする。ただし、競争的研究費以外の研究資金においても、資金提供機関が認めた場合はこの限りではない。

（対象者）

第4条 本学に所属するPIとする。ただし、プロジェクトの研究分担者においても、本学に所属し、かつ資金提供機関が認めた場合も対象とする。

（確保した経費の使途・活用策）

第5条 研究環境改善費については、活用方針に示された使途に活用するものとする。

（PI人件費の上限）

第6条 PI人件費は、PIの年間給与額にプロジェクトに従事するエフォートを乗じた額を上限とする。ただし、別途資金提供機関が限度額を定めている場合は、その額を上限とする。

また、年間給与額及びエフォートに変更が生じた場合には、再計算した後の額を上限とする。

(PI人件費の支出期間)

第7条 PI人件費の支出が可能な期間は、プロジェクトの研究期間内とする。

(活用方針への合意)

第8条 PIが、活用方針に合意し、研究環境改善費による支出を希望する場合は、事前に研究環境改善費活用申請書を本部に提出しなければならない。

(申請手続等)

第9条 本制度の適用を希望するPIは、対象研究費の交付決定後又は契約締結後、速やかに様式1により、部局長に申請を行うものとする。

2 部局長は、PIの申請に基づき審査を行い、本制度の適用を承認し、その内容を本部に報告する。

3 PIは、本制度の承認を受けた申請内容を、当該研究費の停止、中止又は研究期間の変更等により変更する場合、速やかに変更後の申請内容の適用を希望する日の概ね1月前までに、部局長へ申請を行うものとする。

4 前項の規定により申請内容の変更を行う場合の申請手続きは、第1項及び第2項の規定を準用する。

(支出方法等)

第10条 研究環境改善費の各活用策についての支出方法等は別に定める。

(実績報告)

第11条 部局長は、本制度の実施による当該部局における各年度の活用実績について、翌年度5月31日までに、様式2により本部に報告するものとする。

(エフォート確保のための措置)

第12条 所属長は、PIが研究活動に専念できるよう、PIが担当する当該プロジェクト以外の業務の軽減や業務の代替措置等、PIの研究エフォートを確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(資金提供機関への対応)

第13条 本学は、資金提供機関から求めがあった場合、必要な様式を当該資金提供機関に提出するものとする。

2 資金提供機関の公募要領や事務処理説明書等によりこの要領と別の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、本制度の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年3月23日から施行する。